一般名処方加算に関する事項

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、 薬剤の成分を基にした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を 行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。 そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が 選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。 ご理解、ご協力をお願いいたします。